

業務指示書

カンボジア国国際物流機能強化のための情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月7日 12時まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年10月13日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 他の項目については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先行調査を調査の際にも含む。

注)の補強の認める事項

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：運輸・物流分野に係る調査業務経験

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／物流政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：運輸・物流分野
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 貨物流動分析】

- 1) 類似業務の経験：物流分野
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同額滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.030 円 , US\$1 = 121.81 円 , EUR1 = 136.200 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プрезентーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／物流政策

貨物流動分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.09 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月5日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
カンボジア国国際物流機能強化のための情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|------------|---------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| ①業務主任者の経験・能力 総括／物流政策 | (40.00) | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 16.00 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 6.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験 | — | 7.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | — | 2.00 |
| ク) 語学力 | — | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | — | 3.00 |
| コ) その他学位、資格等 | — | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | — | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 貨物流動分析 | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 4.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2015年12月末に実現期限を迎える ASEAN 経済共同体（AEC）の発足に向け、AEC ブループリント（2007年）や ASEAN 連結性マスター プラン（2010）に基づき、関税撤廃、貿易自由化、インフラ整備等の取り組みが行われてきた。

ASEAN 諸国の中でカンボジアはアジア開発銀行（ADB）による GMS プログラムが定める三大回廊の一つ、南部経済回廊の要衝に位置している。内戦後の主要インフラの復旧・整備が一巡した現在、引き続き高い経済成長を継続するため、南部経済回廊を中心とした更なる ASEAN 地域との連結性向上、自国の競争力向上が求められている。

そのような状況下、カンボジア政府は2015年3月、「新しい成長戦略」としての産業政策を定めた。ここでは、カンボジアの産業発展における5つの課題の一つとして、サプライチェーンを支える信頼あるインフラの整備と効率的な物流システムの構築が挙げられており、また2018年までに実施する具体的な施策として、回廊強化のための運輸・物流マスター プランの策定が掲げられている。

JICAは2010年の「カンボジア国 総合物流システム情報収集・確認調査」において、当時の物流システムの状況を調査しボトルネックの洗い出しを行うことでカンボジア進出企業への情報提供や協力の方向性検討を行った。その後5年が経過し、上述した AEC 発足に向けた取り組みや、新たな産業集積地・SEZ の展開、急増する外國投資等を受け、物流を取り巻く状況は一変している。

カンボジアの今後の産業発展に資するため、国際輸送の主軸となる南部経済回廊及びシハヌークビル港を利用した輸送に関し、現在の物流面の課題を把握し改善に向けての施策を検討することが求められている。

2. 業務の目的

本業務は、カンボジアにおける南部経済回廊及びシハヌークビル港を利用した国際物流の現状を整理し課題を分析することで、カンボジア政府や進出企業の今後の戦略策定に資し、またカンボジアの物流機能強化に向けた提言・案件検討を行うことを目的とする。

3. 対象地域

シハヌークビル港、プノンペン港、プノンペンからベトナム国境バベットに至る沿線地域（国道1号線沿線地域）、プノンペンからタイ国境にいたる沿線地域（国道5号線沿線地域）、プノンペン首都圏とシハヌークビル港間の沿線地域（国道4号線、国道3号線、鉄道南線沿線地域）

4. 関係官庁・機関

主管官庁：

公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport ; MPWT）

関係機関：

商業省（Ministry of Commerce ; MOC）

経済財政省関税総局（General Direction of Customs and Excise ; GDCE）

農林水産省（Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries ; MAFF）

開発評議会（Council of Development of Cambodia ; CDC）

シハヌークビル港湾公社（Autonomous Port of Sihanoukville ; PAS）

5. 業務の範囲

本業務は「2. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 対象ルート

本調査においては、カンボジアの国際物流の大半を担う以下の4ルートを対象とし物流状況の整理、課題の検討を行う。

- ①シハヌークビル港—プノンペルート（道路、鉄道）、
- ②プノンペン港・内陸水運経由ベトナム港湾利用ルート
- ③プノンペニーベトナムに至る国道1号線ルート
- ④プノンペニータイに至る国道5号線ルート

(2) 対象貨物・輸送

カンボジアの輸出入貨物の代表的なものは縫製品、米、石油製品、車両関連品等であるが、輸出品および製造業等の輸入原材料の大部分はコンテナにて輸送されている。コンテナ輸送は引き続きカンボジアの物流の主軸となることが期待されるため、本調査ではコンテナ輸送に限定して調査を行う。

(3) 業務の成果

本業務の主なる成果として以下の3つを定める。

① カンボジアにおける国際物流の現況・課題の取りまとめ

調査対象各ルートにおける物流状況（標準プロセス、所要時間、コスト、関係機関等）を文献調査及びヒアリングによって把握し、整理する。また、全ルートに共通するカンボジアの制度や運用について取りまとめる。そのうえで、ソフト面・ハード面の課題を分析する。取りまとめの結果は調査結果要旨（英文・和文）として広く先方政府、民間企業への情報提供に利用する。

② 新規案件検討

現況・課題の取りまとめを踏まえ、具体的改善策をハード面、ソフト面で提案する。それぞれの改善策は物流の全体フローのなかでどのような効果を及ぼすかを精査し、時間軸とともに提案する。検討の過程においてはJICAと協議を重ね、実現可能な改善策となるよう留意する。

なお現時点で想定する具体的改善策の例は以下の通り。

<ハード>

ア シハヌークビル港の港湾機能と密接な連携を有するICD（インランドコンテナデポ）の整備（有償・PPP）

イ 鉄道南線利用促進に資するSEZ内・プノンペニ港内等への鉄道引き込み線整備（有償）

ウ バベット国境の越境手続迅速化に資する施設・機材の整備（無償）

<ソフト>

ア 物流業者・ドライポート等の許認可制度や保税制度の改善（技術協力）

(3) カンボジア政府の今後の取り組みへの提言

政府が定める産業政策のなかで 2018 年までに実施する具体的施策として回廊強化のための運輸・物流マスター プランの策定が挙げられていることを受け、マスター プラン策定に際しての留意点や実施体制を提言する。また、その他カンボジア政府に期待する物流改善施策を提言する。

(4) 将来需要、将来計画についての方針

本調査では現況の把握と課題分析に焦点をあてるため、中長期の需要予測や予測に基づいた課題分析（輸送量増加に伴う施設キャパシティ不足等）は新たに行わず既存の情報を整理することに留める。ただし、短期的に高い確率で顕在化するような課題については分析対象とする。また、運輸インフラを中心とした将来計画については実現可能性が不透明なものも多いことから、前提とする計画は JICA との相談も踏まえ精査する。考慮する計画については、計画の内容や実現想定期を示し、必要に応じてケース別の分析も行う。

(5) 企業ヒアリングを中心とした調査の組み立て

カンボジアの物流に関しては、諸制度が整っておらず必ずしも標準化された手続きが行われている状況ではない。企業が独自の努力によって手続きの円滑化を行っている事例も存在する。現地調査においては、日系企業を中心としてなるべく多くの企業（物流業、製造業、SEZ 等）へのヒアリングを行い、それぞれの企業が直面する問題・ニーズを把握すること。

(6) 調査実施方法

調査では現地調査を 2 回に分け、第 1 回現地調査にて関連制度、統計データ等の収集、先方政府・民間企業へのヒアリングを行い物流の現況・課題を把握する。第 2 回現地調査までに各ルートの物流課題・改善策の仮設設定を行い、第 2 回現地調査にて追加ヒアリングや詳細な文献調査を通じて検証を行う。調査の最後に先方政府向け及び民間企業向けのセミナーを開催し、調査結果を発表する。

(7) タイ・ベトナムでの調査

南部経済回廊全体での物流状況・課題を概略把握するため、タイ、ベトナムでも日系企業ヒアリング等を行う。これにより、クロスボーダー輸送に関わるカンボジアの課題、地域におけるカンボジア特有の物流面の課題を検討する。

(8) 他ドナーとの協調、既存情報の活用

物流分野では世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)他の援助機関が運輸・通関改善等の支援を行っている。また物流に限らない貿易投資促進については商業省が中心となり様々な施策を行っており、WB 等が支援している。下記に代表的な支援を挙げるが、これら関連機関の支援内容を整理するとともに重複がないよう調査を進めること。また、効果的な協調ができるよう JICA カンボジア事務所と密に情報交換すること。

- ・ WB 「Cambodia National Single Window」への支援
- ・ WB 他「Trade Development Support Program」
- ・ ADB (JFPR) 「Time Release Study 2013」

7. 業務の内容

(1) 国内作業 (I)

ア カンボジア及び南部経済回廊の物流に係る基本情報収集

- ・ カンボジア及び南部経済回廊の物流に係る政策・法制度・各種統計・報告書・論文等を確認し、本調査の基礎とする。
- ・ 特に以下の文献資料について事前に内容確認すること。
 - ① カンボジア国総合物流システム情報収集・確認調査 (JICA、2010年)
 - ② Data Collection Survey on the Trunk Road Network Planning for Strengthening of Connectivity through the Southern Economic Corridor (JICA、2013年)
 - ③ Overview of Transport Infrastructure Sectors (IRITWG 資料、2015年)
 - ④ カンボジア投資ガイドブック (カンボジア開発評議会、2013年)
 - ⑤ 特集「アジアにおける新産業集積と物流」(運輸と経済 第74巻第12号、2014年)
 - ⑥ アジア圏における国際物流の動向と物流システムの構築に関する調査研究 (日本海事検定協会・運輸政策研究機構、2014年)
 - ⑦ 「アジアを見据えた国際物流施策」、根本敏則、「運輸政策研究」記念号
 - ⑧ 「自動車部品調達システムの中国・ASEAN 展開 (トヨタのグローバル・ロジスティクス)」根本敏則・橋本雅隆編著、2010年、中央経済社
 - ⑨ 「メコン河内陸水運利用促進に向けたカンボジア・ベトナム間の夜間国境通航実証実験」、久米秀俊、「運輸政策研究」2015年夏号 26-31頁

イ 派遣前打ち合わせへの出席

- ・ JICA カンボジア事務所 (TV 会議) 及び関係部と打合せを行い、JICA 側の調査目的、調査方針や留意事項につき十分に理解する。
- ・ 必要に応じ国内関係機関 (国土交通省、JETRO、物流事業者等) からの事前の情報収集を行う。

ウ 質問票の作成

- ・ 面談予定機関への質問事項を作成する。作成に当たっては公開情報を予め把握し的を絞った内容とすること。また、アポイント取得にあたっては JICA 事務所が協力を行うが、可能な限り自ら調整すること。

エ インセプションレポートの検討・作成と JICA への説明

- ・ 上記ア～ウを踏まえてインセプション・レポートを作成し、JICA カンボジア事務所に説明のうえ、提出する。

(2) 現地調査 (I)

ア インセプション・レポートの説明・協議

- ・ インセプション・レポートをカンボジア政府関係者 (MPWT, GDCE, MOC, PAS, PPAP) に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項等を協議する。また必要な便宜供与を依頼する。

イ 國際物流に関する計画、法制度、設備、関係機関の取組の現状と課題分析

政府関係機関、他ドナー等へのヒアリング、提供された情報の分析、物流施設の運用状況確認等を通じ、以下事項を整理する。

- (7) 運輸・物流に係る上位計画と計画の進捗
 - ・ ASEAN シングルウインドウ、国境交通協定(CBTA)等の域内計画・協定
 - ・ 国家戦略開発計画(NSDP)、産業政策、貿易振興計画、産業振興計画、農業振興計画等の国内計画
- (1) 運輸・物流に関する法制度、運用状況
 - ・ 運輸インフラ(港湾、道路等)利用にかかる諸制度、運用
 - ・ ドライポート、倉庫などの流通業務施設にかかる諸制度、運用
 - ・ 税関、CAM コントロール、出入国管理、検疫などの越境手続きに係る諸制度、運用
- (4) 運輸インフラ(道路、港湾、鉄道等)の整備状況
 - ・ 対象ルートの道路、港湾、鉄道、内陸水運等の運輸インフラ整備状況、将来計画の確認
- (I) 関係機関の取組
 - ・ WB、ADBを中心とした他ドナーの支援状況、計画
 - ・ フォワーダー協会、トラック協会等団体の活動

ウ 国際貨物の流動状況、工場立地と物流量、物流施設の現状と課題分析
 政府関係機関等から提供された各種統計情報、既存調査、企業ヒアリング結果等を用いて、以下事項を整理する。

- (7) 国際貨物の輸送量、輸送時間、輸送コスト、輸送プロセス
 - ・ シハヌークビル港、プノンペン港や税関が所有するデータ等を用いて対象ルートの輸送モード別貨物輸送量・輸送先、輸送時間、輸送コスト等を把握。
 - ・ 輸送時間、コスト、プロセスに関しては企業ヒアリングを活用しなるべく実態を捉える。
 - ・ 対象ルート別の物流プロセス(バニング・デバニング含む)について、企業ヒアリングを基に整理
- (1) プノンペン都・周辺及びSEZ等の工場立地、物流量の把握
 - ・ 対象ルートに関連するSEZ等工場集積地の立地状況とサービス内容、物流量を把握。CDCへのヒアリング等を通じ将来計画についても確認。
- (4) 国際物流に関連する施設の現状と将来計画
 - ・ 対象ルートごとに、国境施設、港湾施設、ドライポート、倉庫等の物流施設の立地状況とサービス・運用状況を整理、また将来計画について確認

エ 物流に関するステークホルダーの現状、ニーズの把握

- ・ トラック運送業、倉庫業、通関ブローカー、フォワーダー等の物流事業者の物流施設、車両、荷役機械等の所有状況、営業状況等の現状を把握
- ・ 物流事業者及び製造業等民間企業の物流にかかるニーズを把握
- ・ 民間企業ヒアリング先については日系を中心としつつも現地・他国企業にもヒアリングを行う。ヒアリング先は事前にJICAカンボジア事務所と協議し決定すること

オ 現地調査(I)の報告

- ・ 現地調査の結果を取りまとめ、JICAカンボジア事務所に説明する。

(3) 国内作業 (II)

- ア 現地調査(I)の結果とりまとめ、物流課題の仮説設定、具体的改善策の方向性検討、現地調査(II)の調査計画策定
 - ・現地調査(I)の結果に基づき、対象ルートの輸送量、輸送時間、物流コスト、プロセスを整理する。
 - ・企業ヒアリング結果も踏まえ、物流課題を仮説設定する。仮説として本質的かつ解決の実現性があるものとなるよう留意し、解決に至るステップについて検討する。
 - ・ODAプロジェクトの候補を含む、物流課題改善策の方向性を検討する。
- イ インテリムレポートの作成、調査結果要旨の構成検討
 - ・現地調査(I)、国内作業(II)の結果をインテリムレポートとして取りまとめる。また、調査結果要旨の構成を検討する。
- ウ 関係機関への報告
 - ・JICAカンボジア事務所(TV会議)他関係機関にインテリムレポートを用いてこれまでの調査結果を報告し、コメントを聴取する。コメントは現地調査(II)の調査計画に反映させる。

(4) 現地調査 (II)

- ア 調査進捗の説明
 - ・インテリムレポートを用いてこれまでの調査結果をカンボジア政府関係者(MPWT, GDCE, MOC, PAS, PPAP)、他ドナー(WB、ADB他)等に説明しコメントを得る。
- イ タイ・ベトナムでの物流状況把握（国内作業(II)と並行して実施を想定）
 - ・タイ・ベトナムにおいて、カンボジアへの輸出入を行っている/検討している企業や物流事業者にヒアリングを行い、カンボジア発着貨物の輸送量、仕向け地・仕出し地の現状、越境時の手続き等を確認する。
 - ・越境物流における現状・課題（特に車両の乗り入れや諸制度のミスマッチから生じる課題等）を把握する。
 - ・対象ルートのタイ側、ベトナム側での物流プロセスを概略整理し、関係する物流施設（港湾、国境施設、インランドコンテナデポ等）の状況を整理する。
 - ・カンボジアにとって今後参考とすべき施策や施設運用等の有無・内容を確認する。
- ウ 対象ルートにおける物流状況の詳細調査、物流課題の仮説検証
 - ・現地調査(I)で収集不可能であったデータ等を収集する。
 - ・トラック交通量・仕向け地/仕出し地等の概略実態把握のため、対象各ルートにおいて、コンテナトラック交通量・簡易OD調査を実施する。具体的な方法はプロポーザルにて提案すること。（国内作業(II)と並行して実施を想定）
 - ・物流課題の仮説設定に基づいた先方政府・民間企業への更なるヒアリングを行い、調査結果の信頼性を高めるとともに、仮説の妥当性を検証する。
- エ 物流課題改善策、先方政府への提言内容の精査
 - ・ODAプロジェクト候補を含む、具体的物流課題改善策を複数検討する。それぞれのプロジェクトに対して、プロジェクト内容、予算規模、資金スキーム、実施効果、時期・期間、実現までのプロセス、関係諸官庁等を取りまとめる。実施効果については物流フロー全体の中でどのような効果を及ぼすか検討する。

すか整理すること。

- ・物流改善に係る本格調査（マスタープラン）を実施する場合の調査スコープ、内容、実施体制、留意事項等を検討する。
- ・その他先方政府に期待する物流改善施策の内容を検討する。

オ セミナー準備・開催支援・発表

- ・物流セミナー開催に向け、発表資料を作成する。また、配布資料として調査結果要旨の小冊子（案）を作成する。
- ・セミナーは日本企業向け及び先方政府他一般向けの2回を想定しており、後者では先方政府や他ドナーからの発表も想定する。
- ・セミナー開催後、結果を取りまとめる。

(5) 国内作業 (III)

ア 関係機関への調査結果報告

協力を依頼した国内関係機関に対し、調査結果の報告を行う。

イ ファイナル・レポートの作成

調査結果を取りまとめファイナルレポート及び調査結果要旨を作成する。

JICAによる確認・コメント結果を確実に反映できるよう、なるべく早期に第一案を提出すること。

8. 成果品等

(1) 調査報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) 業務計画書

提出時期：2015年11月下旬
部数：和文2部

2) インセプションレポート

提出時期：2015年11月下旬
部数：英文2部

3) インテリムレポート

提出時期：2016年2月上旬
部数：英文2部、和文2部

4) 調査結果要旨

提出時期：2016年5月上旬
部数：英文100部、和文100部(6~10ページの配布用リーフレット)

5) ファイナルレポート

提出時期：2016年5月上旬
部数：英文(製本版)15部、和文(製本版)6部及びCD-R3枚

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化（CDーR）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

（2）収集資料・議事録

調査期間中に収集した資料は、調査終了時にリストと共に提出する。国内・現地にて行う面談・協議・ヒアリングについては、都度簡潔な議事録を作成し、数日以内にJICAに提出する。

【第3 業務実施上の条件】

(1) 業務工程計画

2015年11月下旬より業務を開始し、2016年2月上旬にインテリムレポートを提出する。現地調査、国内作業を経て2016年5月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

| 項目 時期 | 2015 年度 | | | | | 2016 年度 | |
|-----------|---------|-----|----|----|----|---------|----|
| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 国内作業(I) | | | | | | | |
| 現地調査(I) | | | | | | | |
| 国内作業(II) | | | | | | | |
| インテリムレポート | | | | △ | | | |
| 現地調査(II) | | | | | | | |
| 国内作業(III) | | | | | | | |
| ファイナルレポート | | | | | | | △ |

(2) 業務量の目途

10.2M/M

(3) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括／物流政策(3号)
- イ) 運輸・港湾計画
- ウ) 貨物流動分析(3号)
- エ) 貿易投資・通関

(4) 現地再委託

本調査においては現地再委託の実施は想定しないが、必要な場合プロポーザルにて理由と共に提案すること。

(5) 通訳・現地補助員

現地企業へのヒアリングやトラック交通量・OD調査実施等のため、通訳・現地補助員の傭上を認める。

(6) ワークショップ、セミナーの開催

現地調査(II)にて行う調査結果発表のためのセミナー開催経費は見積に含めること。セミナーはプノンペン都内ホテルにて半日間、参加者は80名を想定し、計2回の開催とする。

(7) 相手国の便宜供与

相手国からの便宜供与を希望する際はプロポーザルにて理由と共に提案すること。

(8) 参考資料

1) 配布資料

- ・カンボジア国総合物流システム情報収集・確認調査 ファイナルレポート（JICA、2010年）

2) 閲覧資料

- ・Data Collection Survey on the Trunk Road Network Planning for Strengthening of Connectivity through the Southern Economic Corridor, Final Report (JICA、2013年)

DL 先 URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009527.html>

- ・メコン地域における物流促進のための通関業務の改善にかかる調査 ファイナルレポート (JICA、2011年)

DL 先 URL: <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255911.html>

- ・Overview of Transport Infrastructure Sectors (IRITWG 資料、2015年)

DL 先 URL: <http://www.mpwt.gov.kh/about-ministry/achievements.html?lang=en>

- ・カンボジア投資ガイドブック（カンボジア開発業議会、2013年）

DL 先 URL:

<http://www.jica.go.jp/cambodia/office/information/investment/01.html>

- ・カンボジア関税・租税情報

DL 先 URL:

<http://www.jica.go.jp/cambodia/office/information/investment/03.html>

- ・カンボジア輸出入手続

閲覧先 URL:

http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/trade_05.html

(9) その他

1) 携行機材

現地調査に際し、本邦から携行するコンサルタント所有資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

2) 安全対策について

現地調査期間中は治安状況について情報収集を行うなど、安全管理には十分留意すること。また、JICA カンボジア事務所及び日本国大使館と打合せの上、適宜、治安情報等入手し、JICA の設定している渡航制限に従うこと。なお、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

4) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上